

臓器提供について考えたこと

新温泉町立夢が丘中学校 二年 長谷川 葉帆

臓器移植のことを知っていますか。

臓器移植とは、重い病気や事故などにより臓器の機能が低下した人に、他者の健康な臓器を移植し機能を回復させる医療のことです。臓器提供は、脳死後あるいは心臓が停止した死後に可能となります。そのため、第三者の善意による臓器の提供がなければ成り立ちません。現在日本で臓器移植を希望し、待機されている方は、およそ1万5千人おられますが、実際に移植を受けることができる方は年間およそ400人と、待機人数に比べ、かなり少ないのが現実です。

では、もしも家族の誰かに死が訪れたときに、臓器提供してほしいと言われたら、「はい」と答えることができるでしょうか。

私は最近、「臓器提供意思表示カード」を手に取り、趣旨を理解した上で、自分がもし「脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します」という意思表示をし、署名をしました。

この意思表示は、民法上の遺言可能年齢である15歳以上でなければ有効とはなりません。今の自分なりに考え、達した結論でした。そして私は母に、家族署名欄に署名をしてほしいと頼みました。しかし、それに対して母の返事は、「脳死になっても、まだ心臓は動いていて死んではない。人工呼吸器をつけ、生かされている状態だったとしても、命が続く限り生きてほしい。自分がそのような状態になったときは、提供してとお願いするけれど、あなたの場合はできない」というものでした。

この言葉を聞いて、私の中によみがえってきた幼い頃の思い出があります。母は、私が小さい頃からよく、「もし自分に何かあっても何もしないで。延命処置は絶対にしないでね」「学生のときからドナーカードを持っていて、提供できるものは全部提供したい」と言っていました。

私が初めてそれを聞いたのは、保育園の頃でした。母に何かあったとしても、何もしないでと言われたことが、悲しくて、怖くて、心が苦しくて、それだけは絶対に嫌だと思いました。

だから、私の意思表示に、署名できないと言った母の返事は、大切な家族のことを真剣に思う気持ちなのだ、改めて気づきました。今でも、本人の意思表示があったとしても、家族の臓器を提供することにはちゅうちょし、たくさん悩むと思います。そして、できれば提供することをやめてほしいと言ってしまうかもしれません。しかし、移植をすれば助かる方がおられることを思うと、臓器提供をすることで、亡くなった家族が、移植を受けた方と

一緒に生きていると思えるのかもしれませんが。

私は、もっと臓器提供について考えたいと思い、臓器提供を決断されたご家族や、移植を経験された方の手記を読みました。大切な家族に何があっても、どんな状況でも生きてほしいという強い思いと、臓器提供をするかどうかの苦悩や葛藤とともに、命の決断という、とても複雑で辛い胸の内を知ることができました。意思表示カードに示された家族の思いをくんで、医師に臓器提供について話を切り出したときの話や、意思表示カードはなかったけれど、医師から臓器移植のことを聞き、元気だった頃の本人の性格や生き方を振り返って、家族が提供を決めたという話もありました。

移植を受けた方は、移植できなければ命が助からないという恐怖、人の命を奪ってまで生きていいのかという思い、移植を受けて元気になった喜びとともに、ドナーの方やその家族の方への感謝などもつづられていました。

臓器を提供した人、提供された人は、互いに名前や住所を知ること、直接会うこともできない決まりになっています。しかし、移植を受けた人が元気になったことを、その家族に、サンクスレターという形で伝えることができるそうです。そのおかげで、家族を亡くしても、移植を受けた人の中で元気に生きていることを実感し、残された家族の心の支えになっていることもわかりました。

臓器移植について、私たちは「提供しない」という意思表示をすることもできます。一人一人違う価値観や考え方があるので、臓器提供をしないから悪者ではありません。臓器提供をするかしないかの決断は、誰にも非難されることではないのです。

私も今後、様々な経験をすることで、考え方が変わるかもしれません。しかし、もしものときにどうするかということは、家族と何度でも話し合い、自分と家族がともに納得し、一番望む結果になるようにしていきたいと思います。人は、いつどうなるのか、誰にもわかりません。だからこそ、私は今を精いっぱい生きたいです。自分や家族にとって、命の選択はとても難しい問題ですが、今後も命について真剣に考え、命を無駄にしない生き方をしたいです。